

『コメカラ』商標使用規程

東広島商工会議所の商業部会飲食分科会「西條お酒とお米の会議所」（以下「分科会」という）では、西條酒と米粉を使用した唐揚げを切り口に、手軽に楽しめる新しいご当地グルメを開発し、食によるまちづくりを進めることを目的として活動している。ここに東広島商工会議所が保有する商標権の使用許諾の取扱いを以下のように定める。

第1条（使用許諾対象商標）

商標第5540869号 商標「コメカラ」（登録日：平成24年12月7日）

第2条（コメカラの定義）

コメカラとは、「西條酒」及び「米粉」を両方共使用した「唐揚げ」をいう。

第3条（事務局の設置）

事務局を東広島商工会議所内に置く。

第4条（実施許諾条件）

使用実施許諾企業（以後「使用者」という）は東広島商工会議所の会員企業とする。

- 2 東広島商工会議所の非会員企業が使用許諾を希望する場合は、原則として有償許諾または条件付許諾とし、詳細は別途当該企業と協議の上で使用許諾契約を定める。
- 3 使用者は、最終消費者に提供する企業であることを原則とする。
- 4 使用者は、事務局に対して参加申込書を提出し、事務局が受理すれば、商標使用許諾契約を東広島商工会議所と締結する。

第5条（コメカラの使用状況確認及び提供）

使用者に対し事務局が使用状況確認を求めたときには、使用者はこれに協力するものとする。

- 2 使用者に対し分科会が試食等のためにコメカラの提供を求めたときには、これに協力するものとする。

第6条（価格及び味付け）

許諾対象商標を利用した商品の販売価格及び味付けは、使用者が自由に設定することができる。

第7条（販促物）

のぼり、ステッカー（大・小）、ポスター（以後、併せて「販促物」という）の使用を奨励する。その場合は、事務局の指定のものを使用する。

- 2 販促物は、直接製作店から購入するように薦める。

第8条（留意点）

上記の目的を達成するために常議員会の承認を得て本規程を変更することができる。

（附 則）

第9条 この規程は平成24年12月7日から施行する。